

## 議 事 録

議 長 ただいまから、令和7年6月定例農業委員会を開会させていただきます。  
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。  
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨が規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。  
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中13名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。  
また、推進委員は6名の委員中5名が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は7件、ご報告申し上げます案件は6件となっております。  
署名委員は、宗野委員と中辻委員です。  
最後まで、よろしくお願い申し上げます。  
それでは議案第19号1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請書について

### 【1番案件 朗読及び説明】

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

譲渡人の●●●●氏は年齢が●●●●歳近くて娘さんの嫁ぎ先の近くの介護施設に入所していらっしゃいます。そのため、長男の●●●●氏と連絡を取らせていただきましたが、●●●●氏は学生時代から東京に居住しておられ、ご自身も●●●●歳という年齢から5月5日に電話でお話をお聞きしました。

それから譲受人の●●●●と奥様の●●●●氏とは5月7日に現地でお話をお伺いしました。譲渡しの理由としては●●●●氏が高齢のため代わりに耕作して頂ける方を探しておりましたが中々見つからず、長男の●●●●氏がSNSで応募を

募ったところ●●件ほどの応募があり、今年の2月に応募された方々と現地で内覧会という形でお会いし、最後まで熱心にお話を聞かれていた方が萩原ご夫妻でございました。

●●●●氏は住所が●●市ですが、奥様のご実家が●●●町にあり、当該地に隣接する法面の竹林が従兄弟の所有地であるなど耕作に適した条件が整っていました。また、●●氏は●●県の米農家であり、農業経験も申し分ないとのことでした。

よって、当該地を●●ご夫妻に譲渡することが遊休農地の解消にも繋がり、適切であると考えます。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 ●●ご夫妻は農業に熱心な方とお聞きしましたが、おいくつですか。また、耕作するための農機具等はお持ちですか。

地元委員 ご主人が●●歳、奥様が●●歳です。小さい耕運機と草刈り機、隣接する山の手入れをするチェーンソーなどをお持ちです。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可」とすることと決しました。それでは、次に2番案件を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請書について

【2番案件 朗読及び説明】

議 長 それでは、地元委員の私から説明させていただきます。

地元委員 【場所説明】

譲渡人の●●氏は高齢のため耕作が困難なことから、1月定例農業委員会において●●氏所有の農地●筆を資材置場として●●●●に所有権移転しており、当該案件の農地●筆も引き続き耕作していただける方を探しておられました。一方、譲受人の●●氏の次男・三男は熱心に農業を手伝っており、譲り受けた農地での水稲栽培に関しては何ら問題ないものと認めます。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可」することと決しました。次、議案第20号の1番案件を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書について

【1番案件 朗読】

事務局 【農地法第5条第1項の規定による意見書(案)の説明】

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可やむを得ないものと意見を付す」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可やむを得ないものと意見を付す」ことと決しました。次、2番案件を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請書について

【2番案件 朗読】

事務局 【農地法第5条第1項の規定による意見書（案）の説明】

議長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 当該地は、旧国道●●●号沿いの南海バス●●●バス停から南に下った●●●  
●建設の資材置場の北側と南側の農地でございます。6月4日に譲受人の●●  
●●建設●●代表取締役ほか1名、譲渡人の●●氏、●●氏の代理人である●  
●測量コンサルタント●氏と現地で立ち合いをしました。

●●●●建設は事業拡大により現在の資材置場が手狭となったため、両隣の土地に資材置場を拡張するものでございます。また、代理人に譲渡人の状況を確認したところ、●●氏はお主人がお亡くなりになり、農地の管理に困っておられ、もうお一人の●●氏は市内に多数の農地をお持ちであり、農業経営規模の縮小を望んでおられるとのことでした。

周辺農地への影響は申請地東側に水路があり、この水路が●●公民館の前を通り、北側に続く農地の水源となっておりますが、今回の転用に影響が出ないよう法面を挟んで計画されていることから影響はないものと思われま

議長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可やむを得ないものと意見を付す」こととしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可やむを得ないものと意見を付す」ことと決しました。次、議案第21号を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第21号 都市農地における耕作の事業に関する計画（事業計画）の認定について

【案件 朗読】

なお、今回諮問があった案件は、お手元の調査書のとおり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件をすべて満たしていると考えます。

議長            それでは、自然資本活用課から説明を求めます。

自然資本活用課    当案件につきましては、都市農地、いわゆる生産緑地における貸し借りに係る案件です。借り手である●●氏が農業経営を開始するために、貸し手である●●氏との間で新たに利用権を設定するものであります。

制度の概要につきましては、借り手が「借り手と貸し手、対象農地、貸借期間、設定する利用権、どのように使用するか、申請者の営農状況等」を記載した「事業計画書」を市へ提出し、それを農業委員会でお諮りいただき、その決定を経て認定するという流れでございます。

今回、事業計画の認定申請を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

まず、借り手の●●氏につきましては、当課が毎年実施しております「河内長野市農業研修講座」を令和4年度に修了され、お住まいの●●●周辺を中心に農地を探した結果、当該農地を借りられることとなり、昨年3月に現地確認を実施しました。

しかし、手続きに進んだ段階で、当該農地の内、●●町●●●番●が誤って登記されており、●●●小学校の敷地内にある●●町●●●番●と位置関係が逆になっていることが判明したため、現在まで1年以上手続きがストップしてまいりました。今年4月になり、●●氏から登記の訂正が完了したとの連絡があったため、今回お諮りした次第です。

なお、今回の農地では、野菜類及び果樹の栽培を計画されており、生産した農作物はアグリかわちながの等、市内直売所への出荷を予定しております。

一方、貸し手の●●●●氏・●●氏ご両名は、ご高齢のため当該農地の日常管理が困難であり、維持管理を相澤氏に任せたいとの意向を持っておられます。なお、●●氏と農地貸借契約は結びますが、●●氏としましては、農地と周辺の見回りや清掃、地域の話し合いの場への参加など、当該農地における関わりは引き続き行っていくとのことでございます。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長            続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員        先ほど事務局から説明があったとおりでございます。顛末等を含めて何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については決定としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、決定することと決しました。次、議案第 2 2 号の案件を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第 2 2 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

【案件 朗読及び説明】

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第 2 3 号を議題とします。事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第 2 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

【案件 朗読】

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

本件は●●●●氏が令和●年●月にお亡くなりになり、●●●●氏が農地を相続されました。現地を確認したところ水稻を栽培されていました。農機具に

については、トラクター、コンバインなどが揃っており、●●●氏は女性で機械の運転が苦手ということで、主に息子さんが4～5年前から耕作されているとのことでした。一方、日頃の水の管理、除草については●●●氏が担当されているようです。

農地も一反ほどでありますし、今後も息子さんと一緒に耕作を続けていくとのことですので、相続税の納税猶予については問題ないものと思われま

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「適格者として証明する」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「適格者として証明する」とことと決しました。以上、審議案件は全て終了しました。引き続き報告案件に移りたいと思います。ご報告申し上げます案件は6件でございます。ご質問・ご意見につきましては報告案件終了後に賜りたいと思います。

議 長 報告第9号の案件について、事務局から報告案件の朗読をお願いします。

事務局 報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【案件 朗読及び説明】

事務局 報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

【1番案件から5番案件まで 朗読及び説明】

議 長 それでは、報告案件について、皆様のご質問・ご意見を求めます。

(なしの声)

議 長 ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議長	垣内俊夫	
署名委員	宗野敏雄	
署名委員	中辻正敬	

### 協議会

#### 協議事項

- 1 次回の7月定例農業委員会について  
開催日 令和7年7月7日(月)午後1時30分から  
場所 行政委員会室
- 2 大阪農業時報の配布について
- 3 活動記録カードについて(6月分)
- 4 その他

令和7年6月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	欠席	副議長
2	新谷 義明	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	東 昇	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	小西 康之	推進委員	欠席	
6	西浦 教之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	中野 太一	推進委員	出席	
8	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
9	北谷 清一	農業委員	出席	
10	川岸 晃	推進委員	出席	
11	大谷 弘行	農業委員	出席	
12	中辻 正敬	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
13	峰 宏司	推進委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
18	小坂 充弘	農業委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	